

広医第167号  
令和3年11月22日

各 病 院 長 殿  
各有床診療所長 殿

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室長  
(公 印 省 略)

有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査について（依頼）

日頃は、本県医療行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、有床診療所等に対するスプリンクラー等の設置につきましては、厚生労働省において「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金」で財政援助がされているところですが、このたび厚生労働省から、整備状況を把握するための調査の依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ申し訳ございませんが、別紙「スプリンクラー整備状況調査票（R4.3.31現在）」を作成の上、御回答くださいますようよろしくお願いいたします。

また、ホームページ「医療とくしま」に調査票ファイルを掲載しておりますので御利用ください。

なお、消防法施行令の改正によりまして、スプリンクラー等の設置義務が新たに生じた医療機関につきましては、**令和7年6月30日まで**に設置することとされております。

設置が義務づけられているにもかかわらず未設置となっております各医療機関におかれましては、補助金を活用する等により、令和7年6月30日までに計画的に設置をされるようお願いいたします。

- 1 提出書類 「スプリンクラー整備状況調査票（R4.3.31現在）」
- 2 提出方法 ファクシミリ、郵送または電子メールによる。
- 3 提出期限 **令和3年12月3日（金） ※期限厳守でお願いします。**
- 4 調査対象 徳島県内に所在する**全ての病院、有床診療所（歯科を含む）及び入所施設を有する助産所**。ただし、国が開設する施設（国立大学法人などの施設）を除く。
- 5 調査基準日 **令和4年3月31日現在**の状況を記載すること。

※添付の「作業要領」を参照し、ご回答ください。

※調査票（様式）を「医療とくしま」ホームページに掲載しています。適宜ご利用ください。

【お問合せ・提出先】

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室  
主席 古川  
電話 (088)621-2732 ファクシミリ (088)621-2898  
電子メール furukawa\_takenobu\_2@pref.tokushima.jp